

第5回南幌町農業委員会総会議事録

令和5年10月31日（火）午後4時25分より、役場各種委員会室において第5回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
4	番	上	野	勇	樹
5	番	久	保	正	彦
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
8	番	山	田		浩
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

本日の議案は次のとおり

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第2号 買入協議の要請について
- 議案第3号 農用地等のあっせん結果について
- 議案第4号 南幌町農業振興地域整備計画の見直しに係る意見書の提出について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

事務局出席者 事務局長 砂田 隆樹
事務局主査 森川 真由美

議長 これより、第5回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は12名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。10番 立川 委員、11番 高島 委員 以上ご兩名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第5回南幌町農業委員会総会は、10月31日 本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第5回南幌町農業委員会総会は、10月31日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和5年 9月28日、第4回農業委員会総会を開催した。

10月10日、利用調整会議を開催し、関係委員出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和5年10月31日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件でございます。

権利を取得した者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇〇、田で634㎡他計4筆ございまして、1,713㎡となります。届出をした日は、令和5年〇〇月〇日。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

議長 **日程第5** 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を求める。

令和5年10月31日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、13件でございます。

1 件目の賃貸人は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、
〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で17,417㎡他計8筆ございまして144,409㎡とな
り、賃貸借の合意解約日は、令和5年〇〇月〇〇日でございます。

2 件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野
〇〇〇〇番の〇〇、田で766㎡他計5筆ございまして79,0
46㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和5年〇〇月〇〇日
でございます。

3 件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野
〇〇〇〇番の〇、田で5,023㎡他計5筆ございまして
96,759㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和5年〇〇月
〇〇日でございます。

4 件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野
〇〇〇〇番の〇、畑で2,548㎡他計3筆ございまして
43,371㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和5年〇〇月
〇〇日でございます。

5 件目の賃貸人は、空知郡南幌町〇〇〇丁目〇番〇号、
〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野
〇〇〇〇番の〇、田で28,670㎡他計2筆ございまして
63,742㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和5年〇〇月
〇〇日でございます。

6 件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野
〇〇〇〇番の〇、田で25,531㎡他計5筆ございまして
74,795㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和5年〇〇月

〇〇日でございます。

7件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野
〇〇〇〇番の〇、田で6, 265㎡他計3筆ございまして
28, 830㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和5年〇〇月
〇〇日でございます。

8件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野
〇〇〇〇番の〇、畑で1, 629㎡他計5筆ございまして
106, 522㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和5年〇〇
月〇〇日でございます。

9件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野
〇〇〇〇番の〇、田で28, 852㎡他計5筆ございまして
92, 796㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和5年〇〇月
〇〇日でございます。

10件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野
〇〇〇〇番の〇、田で27, 095㎡他計5筆ございまして
96, 705㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和5年〇〇月
〇〇日でございます。

11件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野
〇〇〇〇番の〇、田で1, 697㎡他計6筆ございまして
75, 548㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和5年〇〇月
〇〇日でございます。

12件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野

〇〇〇〇番の〇の内、田で1, 000㎡他計6筆ございまして
101, 610㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和5年〇〇
月〇〇日でございます。

13件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇
〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇
〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番
の〇の内、田で2, 954㎡他計5筆ございまして
50, 238㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和5年〇〇月
〇〇日でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定
による通知については、提案のとおり承認することにご異議あり
ませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

議 長 **日程第6** 議案第2号 買入協議の要請についてを議題といた
します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 買入協議の要請について。

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、買
入申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、買入
協議の要請をしたいので審議願ひ、意見を求める。

令和5年10月31日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、4件でございます。

1件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で23,865㎡他計2筆ございまして、45,434㎡となります。

2件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で10,392㎡他計17筆ございまして、86,883㎡となります。

3件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で41,508㎡他計8筆ございまして、114,382㎡となります。

4件目の買入申出者は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、
〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で17,417㎡となります。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第2号 買入協議の要請については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第7 議案第3号 農用地等のあっせん申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農用地等のあっせん申出について。
南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定により農用地等のあっせん申出があったので、同条第3項第2号により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の指名を願う。

令和5年10月31日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇〇。土地の所在は空知郡南幌町〇〇〇番の〇、畑で1,999㎡となります。

説明は以上でございます。

2番 議長 2番

議長 2番 南委員

2番 只今申出のありましたあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇 〇〇氏が適格であると提案いたします。

議長 只今、南委員より相手方の選定について提案がありました。これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手

方の地区などを考え、1番 武良委員、2番 南 委員 5番 久保委員が適当であると提案いたします。

説明は以上でございます。

議 長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第8** 議案第4号 南幌町農業振興地域整備計画の見直しに伴う意見書の提出についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 南幌町農業振興地域整備計画の見直しに伴う意見書の提出について。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、意見書の提出が求められたので、審議願い意見を求める。
令和5年10月31日提出。南幌町農業委員会会長名。

事 務 局 議案第4号について説明いたします。
1の変更の内容といたしまして、南幌町農業振興地域整備計画の第1「農用地利用計画」の変更及び農地転用の申出による農用地区域からの除外をするものです。
2の変更箇所及び面積につきましては、空知郡南幌町〇〇〇

○番の○、畑で1, 692㎡他計4筆ございまして9, 512㎡。

3の変更理由は資材置場のためとなっています。
説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がありませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号 南幌町農業振興地域整備計画の見直しに伴う意見書の提出については、審議した結果、除外は適当であることを認める意見書を提出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は「除外は適当である」ことを認める意見書を提出することに決しました。

議 長 **日程第9** 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。
旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和5年10月31日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第5号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましても、所有権移転が5件、利用権の設定が17件でございます。
初めに所有権移転について説明いたします。
整理番号5の10の1の買い手は、○○○○○○○○。売り手は、

空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で23,078㎡となります。価格につきましては、〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

整理番号5の10の2の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、札幌市〇〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇ー〇〇〇号、〇〇 〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で9,660㎡となります。価格につきましては、〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

整理番号5の10の3の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で32,065㎡他計17筆ございまして、252,175㎡となります。価格につきましては、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

整理番号5の10の4の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇〇、田で33,565㎡他計2筆ございまして、54,539㎡となります。価格につきましては、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

整理番号5の10の5の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で821㎡他計4筆ございまして、49,333㎡となります。価格につきましては、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

続きまして、利用権の設定。整理番号5の10の1の借り手は、空知郡南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で36,269㎡他計26筆ございまして、149,819㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の10の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で12,371㎡他計3筆ございまして、77,195㎡となり
ます。利用権の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇年
間となります。

整理番号5の10の3の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇
〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番
地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、
田で16,281㎡他計4筆ございまして、23,538㎡とな
ります。利用権の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年間
となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促
進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第5号 農用地利用集積計画の決定、
所有権移転、並びに利用権の設定、整理番号5の10の1から5
の10の3につきましては、提案のとおり承認することにご異議
ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

整理番号5の10の4から5の10の5については、農業委員
会法第31条、議事参与の制限により立川委員の退席を求めます。
退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する。)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号5の10の4の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇〇、
田で657㎡他計4筆ございまして、60,186㎡となります。
利用権の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の10の5の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、
田で15、148㎡他計7筆ございまして、126,992㎡となります。利用権の期間は、令和〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。利用権の設定、整理番号5の10の4から5の10の5につきましては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席されております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩と

いたします。

(暫時休憩し、立川委員は着席する。)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号5の10の6の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で63,096㎡他計6筆ございまして、77,555.70㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の10の7の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で4,703㎡他計5筆ございまして、96,439㎡となります。利用権の期間は、令和〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の10の8の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で40,976㎡他計2筆ございまして、43,524㎡となります。利用権の期間は、令和〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の10の9の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で34,891㎡他計2筆ございまして、63,561㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の10の10の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で34,997㎡他計5筆ございまして、75,282㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の10の11の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で17,094㎡他計2筆ございまして、28,977㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の10の12の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で39,499㎡他計5筆ございまして、107,394㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の10の13の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南20線西22番地、〇〇 〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で28,331㎡他計4筆ございまして、91,784㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の10の14の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で26,952㎡他計5筆ございまして、96,562㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間と

なります。

整理番号5の10の15の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で14,676㎡他計5筆ございまして、74,712㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の10の16の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で23,624㎡他計5筆ございまして、101,565㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の10の17の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で21,607㎡他計3筆ございまして、45,926㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。利用権の設定、整理番号5の10の6から5の10の17までにつきましては、提案のとおり承認すること

にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第5回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第5回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午後5時02分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

10 番

11 番